



りこん 2 離婚

りこん こ 2-2 離婚と子ども

りこん 離婚するとき 20 さいまでの 子どもが いたら 親権者<子どもの せわをする 親>を きめます。親権者 が きまってないとき 市役所や 区役所は 離婚届を うけとることが できません。

りこん 離婚してから 300日までに 子どもが うまれたら その子どもの おとうさんは 前の 夫 になります。ほんとう の おとうさんが ちがうときは、前の 夫 が 子どもの ほんとうの おとうさんではないことを さいばんしよで きめなければいけません。これを 親子関係不存在確認と いいます。

りこん 離婚したあと 親権<子どもの せわをする 親>を きめないで 子どもと いっしょに 外国に 行くことは できません。もう一人の 親が 子どもを かえすように いうと、子どもは すぐに 前に いた 国に かえされ ます。(子どもの 奪取に ついての ハーグ条約 1980)子どもを だまって つれていくと 罪(誘拐罪)にな る場合も あります。